

ID: 242

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	指定下水道工事店証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市指定下水道工事店規則 第4条第3項		
例 規 番 号	平成13年規則第142号		
【根拠条文】 (指定下水道工事店証) 第4条 市長は、指定工事店として指定を行った工事業者に対し、指定下水道工事店証(様式第4号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所の見やすい場所に掲げなければならない。 3 指定工事店は、指定工事店証を損傷又は紛失したときは、直ちに指定下水道工事店証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。 4 指定工事店は、条例第11条の規定により指定を取り消されたとき、又は同条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日